

監査委員告示第2号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和5年3月20日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 柴田 はすみ

令和4年度随時監査（工事監査）結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定により、随時監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

1 監査種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項による随時監査（工事監査）

2 執行期間

令和4年11月25日（金）～令和5年2月14日（火）
【監査実施日 令和5年1月23日（月）】

3 対象工事及び担当部局

- ① 工事名 市道木27号木津中ノ川線道路改良工事
工事番号 4-建-6
工事期間 令和4年8月26日～令和5年3月10日
契約金額 16,054,500円（消費税相当額を含む）
担当部局 建設部建設課
- ② 工事名 やすらぎコミュニティセンター屋根及び外壁等改修工事
工事番号 4-健-4
工事期間 令和4年8月4日～令和5年3月10日
契約金額 44,722,700円（消費税相当額を含む）
担当部局 保健福祉部健康推進課・建設部施設整備課

4 工事技術調査方法

対象工事について、「協同組合 総合技術士連合」と工事技術調査業務契約

に基づき技術士の派遣を得て、工事設計図書及びその他工事関係書類を審査するとともに、施工状況について工事技術調査を実施した。

工事技術調査の実施については、あらかじめ担当課から資料の提出を求め、調査日当日は関係職員から説明を求めるとともに、設計図書等の書類調査及び現場施工状況調査を行った。

5 工事技術調査結果

対象工事については、施工計画に基づき、概ね適正かつ効率的に執行されている。

監査の所見に基づいて、今後とも、安全管理に細心の注意を払うとともに、適正な施工管理に努められたい。

また、対象工事による技術士の調査結果は別添のとおりである。